

通告5番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。
奥田議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、臨時休校中の分散登校・学童保育について3点、GIGAスクール構想前倒しについて3点、生活困窮者支援について2点、福祉タクシー券について2点、お伺いたします。なお、この質問の中には、さきに質問に立たれた議員方のご質問と重複するところもあり、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしく願います。

では、1点目の新型コロナウイルスによる未曾有の出来事が世界中を巻き込んでおり、日本では令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。当初は、トイレットペーパーなどの紙類が店頭から姿を消し、マスク不足、消毒液不足等、混乱を極めました。緊急事態宣言が発出される中、不要不急の移動の自粛が要請され、ステイホームの日々が続き、学校も臨時休校になりました。

文科省は、感染症対策を徹底した上で、分散登校を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要と指摘し、進路指導の配慮が必要な最終学年である小学校6年生と中学3年生、また、教師による対面での学習支援が特に求められる小学1年生が優先的に学習活動を開始できるよう配慮を求めました。

また、児童生徒数の多い学校については、分散登校の工夫についても言及しておりますが、本市では子供たちの3密を避け、学びを保障するための分散登校ではどのような工夫をされたのかを1点目として、お伺いたします。

次に、保護者が仕事を休めないなどの理由で、学童保育を利用する児童もいましたが、学童保育の実態、保育時間、児童数、指導員数についてお伺いたします。

3点目として、緊急事態宣言や外出の自粛が解除され、経済活動が再開された韓国や中国の武漢では、再び集団感染が報告されました。現在、世界中で新型コロナウイルス感染の第2波が恐れられていますが、再びコロナ禍が起こった場合の対応についてお伺いたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 1点目と3点目について、一括してお答えいたします。

まず1点目ですが、5月の18日から分散登校を実施するに当たり、学校に滞在する時間を1週間ごとに段階的に増やしてまいりました。中学校では、学年別に登校日を設定しておりましたが、小学校では、兄弟姉妹が同じ日の同じ時間に登下校で

きるよう、居住地区別ごとに3または4つのグループに分けて登校日を設定してご
ざいます。

登校に当たっては、各家庭で毎朝の検温と体調チェックを健康観察票に記入して
いただき、学校に提出するようにして、検温できていない児童生徒は教室に入る前
に学校で検温をしてございます。6月の1日からは給食を提供し、午前と午後の2
のグループに分散して、毎日登校といたしました。

3点目、コロナ禍第2波が起こった場合の対応についてですが、具体的な方針と
しましては、6月16日付で更新されております文科省発出の学校における新型コロナ
ウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に従い、
学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続してま
いります。

岩出市内、または学校において感染者が発生した場合、学校医や保健所と相談の
上で臨時休業及び学校再開の判断をしてまいります。臨時休業が長引く場合は、分
散登校についても検討してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2点目の学童保育の実態についてお答えいたします。

まず、開所時間ですが、小学校の臨時休校が始まった令和2年3月2日から分散
登校が終了した6月12日まで、日曜日及び4月29日、5月3日から5月6日を除き、
午前8時30分から午後7時まで開所しております。

次に、臨時休校中の学童保育児童数についてですが、3月の学童保育登録者数は
414人で、1日当たりの利用人数平均は全体で210人、1施設当たりでは35人、4月
の登録者数は500人、1日当たりの利用人数平均が全体で229人、1施設当たりでは
38人、5月の登録者数が503人、1日当たりの平均利用人数が全体で192人、1施設
当たりでは32人になります。

次に、学童保育指導員数ですが、3月2日時点で74人の指導員が学童保育に従事
しており、ローテーションを組んで、1施設4人から5人で保育を実施しています。

3点目、コロナ禍第2波が起こった場合の対応についてですが、学童保育におい
ては、第2波により再度臨時休校となった場合には、保育が必要な保護者に対応す
るため、3月から6月と同じように、小学校と連携を図り、感染防止対策を十分実
施し、開所していきたいと考えております。

また、今後の感染に備え、国庫補助を利用し、本会議で採決いただきました令和
2年度一般会計補正予算（第2号）に、学童保育施設に、マスク、消毒液などを備

蓄するための予算を計上させていただいております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 コロナウイルス感染の第2波が起こらないことは願うばかりではありませんが、コロナ禍第2波が起こり、臨時休校が長引く場合は、また分散登校も検討されるということでもあります。分散登校の仕方なんですけども、保護者の中には半日ずつの毎日の分散登校よりは、隔日の1日ずつの分散登校のほうが仕事のシフトが組みやすいという声も聞かれるんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

もう1点、臨時休校中の学童保育についてですが、他市では午後2時までは学校の教室で先生が児童を見守り、午後2時から学童保育の指導員が見守るというふうに、本来、学校に行っている時間帯は学校、放課後の時間帯は学童保育で対応していたケースもありました。途中からは、本市でもそのようになったと思うんですけども、どうして午前8時半から午後7時までの学童保育で当初対応となったのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

分散登校の仕方の問題でございますが、文部科学省の分散登校の例ということでは、隔日の1日ずつの登校例というのもし示されてございます。公平に1週間の中で3日ずつという登校となりますと、土曜日の授業ということも考えなければなりませんので、午前、午後の半日登校ということを実施したところでは、

それから、今回、我々気にしたのは新入生、小学校の1年生、初めて登校することですので、やはり事故等の関係もございますので、兄弟姉妹がある家庭については、お兄さん、お姉さんと一緒に登校していただくことが適切ではないかと、こういうことでございます。

それから、学童保育の2時から変わったという話でございますが、文科省発出の教育活動の再開に関するQ&Aでは、臨時休業中に学童保育が開所をするという判断が市区町村においてなされた場合において、人的体制を確保する観点から、学校の教職員が各教育委員会などの職務命令に基づいて、学童保育における学習指導や生徒指導に関する業務に携わることが可能であると、こうなっております。

子ども・健康課からの要請を受けまして、教育委員会といたしましても、子供の

居場所確保のために教職員に協力を依頼したところでございます。本市の場合は、小学校内に学童保育の施設がございますので、教職員が学童の施設及び体育館などの学校施設を活用して、学童保育を継続して実施したところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 G I G Aスクール構想前倒しについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校に伴い、パソコンを使ったオンライン学習が注目されました。政府は、当初、小中学生に1人1台のパソコンやタブレット端末を確保し、学校内に高速大容量の通信ネットワークを構築するというG I G Aスクール構想を4年間かけて行う予定でしたが、今年度内へと前倒しするよう補正予算を計上しました。

本市でも、年度内に整備を行うことになったわけですが、1点目として、学校にI C Tが入る目的と導入するメリットについてお伺いします。

次に、学校の先生方は、児童生徒が登校してから下校するまで、ほとんどの時間を職員のデスクではなく、教室や廊下、体育館やグラウンドで過ごすため、I C Tに詳しくなる環境に置かれていない状況であります。せっかく導入したI C T機器なのにほとんど使用しなかったり、操作方法が難しくて、利用する際にはI C Tに詳しい一部の先生に聞かなければならないといった問題点も予想されますが、教員のI C T活用指導力向上のための対策はどのようにされているのかをお聞きいたします。

3点目としまして、全児童生徒にパソコンやタブレットが行き渡るということは、このたびのコロナウイルス感染拡大のような事態が起これば、登校できない状態であってもオンライン学習で学びを保障することができるのではと期待されますが、本市でのオンライン学習に対する展望についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 G I G Aスクール構想前倒しについての1点目、I C Tが入る目的と導入するメリットについてお答えいたします。

ソサエティー5.0時代に生きる子供たちにとって、社会のあらゆる場所で活用さ

れるICTを活用する能力を育み、子供たちの可能性を学校教育において広げるため、国においては、児童生徒1人1台端末環境の早期実現が望まれてございます。

本市におきましては、平成30年度に策定いたしました岩出市教育情報化推進計画において、基本的な学習スタンスを大事にしつつ、ICT等の先端技術を活用した授業改善を図り、新たな学びを創造し、子供たちの確かな学力と生きる力を育むことを目的に掲げてきました。

具体的には、新学習指導要領において、情報活用能力が重要視され、ICT環境整備の必要性が唱えられる中、小学校で教科化となりました外国語、平成31年度より県内小中学校で実施されていますプログラミング教育、高校での情報化の必修化に伴い、小中学校においてタブレットパソコンや大型提示装置が必要と考えてきました。

メリットといたしましては、まずICTを活用することにより、授業中の課題の配付・回収、児童生徒一人一人の考えを一度に把握し、効果的に提示するなど、授業の中で効率化を図ることで、より主体的に考え、より考えを深める時間を確保することができます。さらに、視覚に訴えることで、学習課題への興味・関心を高めたり、学習内容を分かりやすく説明することにも有効であり、個別学習やグループ学習においても、教育的効果も期待されます。国の調査からも、ICTの活用により、児童生徒の集中や意欲、達成感において効果が見られ、学力向上への効果が明らかであると言われてございます。

2点目、教員のICT活用指導力向上の対策はについてでございますが、令和元年度、大型提示装置を整備いたしました小学校の5・6年生の担当教員を対象にアンケート調査を実施してございます。ICT機器を授業で使用する頻度が、ほぼ毎日から週数回と回答した割合が約8割ありました。児童の興味・関心を高めたり、学習内容をまとめさせたりするために、コンピューターや提示装置を活用して、資料などを効果的に提示できるという質問には、95%ができる、ほぼできると回答しております。

また一方で、児童に互いの意見、考え方を共有させたり、比較検討させたりすることができるというのは60%、グループで話し合っただけで考えをまとめさせたり、協働してレポートや作品などを制作させたりすることができるかと答えたのが35%と低くなってございます。課題も見られ、教員のICT活用能力の向上は必須のものと考えてございます。

令和元年度の研修実績としましては、タブレットパソコンや実物投影機といった

I C T機器の基本的使用についての研修に始まり、大阪市や京都市といったI C T教育先進校への視察を含め、約150人が研修に参加しております。

令和2年度は、児童生徒1人1台端末を見据えて、I C T機器の基本的使用方法から先進校の効果的な活用まで、教員のI C T活用能力に応じてレベル別の研修を計画的に実施してまいります。

続いて3点目ですが、現在、新型コロナウイルスの感染防止により、オンライン学習が注目されております。本市においても新型コロナウイルスの感染拡大等により、長期の休業が必要となった場合の学習手段について、総合的に検討しているところでございます。オンライン学習についても、その1つの手段であると認識してまいります。引き続き研究を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ただいまお答えいただきました中で、長期休業が必要となった場合の学習手段の1つとして、オンライン学習もその1つと考えると。今後、また研究を進めていかれるということですが、オンライン学習を実現する上での課題をお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

課題ということですが、オンライン学習を実施するためには、まず各家庭のインターネット環境ですね、つなぐ環境が必要になるということで、その点について、当初の機器の設置について、国の補助もありますが、その後の月々の回線使用料、これ各家庭の負担となりますので、実施するに当たっては、保護者の理解をいただく必要があると考えてございます。

この点を踏まえまして、現在、各家庭のインターネット環境の状況調査を進めているところでございます。また、持ち帰り可能とした場合でも、パソコンの使い方でセキュリティーの対策であったり、有害サイトへのアクセスできないようにする設定など、いろんなルールづくりが必要になると考えてございますので、引き続きオンライン学習について検討してまいりたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 生活困窮者支援についてであります。

今国会では、社会福祉法等改正法が成立いたしました。これは80代の親が50代のひきこもりの子供を支える家庭では、生活困窮と介護が一緒に生じる8050問題や、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアなど、住民の複雑化・複合化した課題に対する必要性が一層高まっている現状を見据え、相談内容ごとに住民がたらい回しされる事態を防ぎ、包括的な支援を行えるよう改正されたものです。様々な相談を受け止めて、寄り添い続ける断らない相談支援体制を構築することなどが目的です。

これまでは別々の制度に基づいて、使い道の決まった補助金が交付されている介護、障害、子育て支援、生活困窮などの分野について、財政支援を一体的に実施する仕組みが導入され、既存の各相談支援機関が分野をまたぐ課題に対応しやすくなるということですが、1点目、本市ではどのような取組が行われるのかについて、お聞きいたします。

また、様々な問題で困っている人は誰に相談すればいいのか、どうすれば困り事が快方に向かうのか分からず悩んでいることが多いのではないのでしょうか。行政に相談してみたらどうかと助言できる人に出会えれば一歩進むと思われませんが、独りで悶々と悩み困っている人の声をどのようにすくい取っていくのかを2点目としてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、生活困窮者支援についてお答えいたします。

1点目の社会福祉法等改正法の成立により、市ではどのような取組が行われるのかにつきましては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。これにより令和3年4月から重層的支援体制整備事業が、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。新事業の内容は、いわゆる断らない相談支援体制、つながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援の3事業があり、実施を希望する市町村の任意事業となっております。これらの事業は、高齢者、障害者、子供、生活困窮の分野など、従来それぞれ別々の制度の下、実施されている相談事業や居場所の場などを生み出す事業を一体的に実施することにより、制度のはざまのニーズへの対応も含み、多様な形での支援が創出される枠組みとなっております。

本市におきましては、現在、それぞれの制度において連携を図りながら事業を実施しているところではありますが、これらの3事業を一体的に実施するには、市、地域、関係機関などをコーディネートする新たな仕組みづくりなどが必要であること、また、新事業に係る詳細については、これから順次示されていくとされていることなども踏まえ、今後、同規模の市町村の実施状況も参考にしながら、本市に合った実施方法について研究してまいります。

続いて2点目、困っている人の声をどのようにすくい取っていくのかにつきましては、広報やウェブサイトなどを通じて、相談窓口を周知しているところではありますが、生活に困っている人などは社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な場合があるため、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、状況把握に努めてまいりますとともに、生活福祉部各課のみならず、市が徴収する税や各種料金などの担当課とも連携し、対象者の把握に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 昨年、厚生文教委員会では、神奈川県座間市を視察させていただき、生活困窮者に対する断らない支援について学ばせていただきました。また、本年1月には和歌山県の公明党女性局で大阪府豊中市を視察し、生活困窮者自立支援の実践についてお話を伺いました。豊中市では、地域ボランティアや民生委員・児童委員などが対応する福祉何でも相談窓口をおおむね小学校区ごとに設置し、地域住民とともに見守っていく取組が功を奏し、課題解決につなげています。

この新事業は、自治体の手挙げ方式で実施していくこととなっておりますが、一部の自治体にとどまることなく、全ての自治体で実施できるよう、国や都道府県の市町村に対する助言や情報提供義務も明記されております。国や県の助言や情報提供を活用しながら、実施に向けた取組についての考えをお伺いいたします。

もう1点、先ほどは同規模の市町村の実施状況も参考にしながら、本市に合った実施方法を研究するとお答えいただきましたが、現時点で、同規模の市町村で断らない相談支援体制で、先進的な取組をしている市町村について把握されているのかをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 改正法による新事業につきましては、断らない相談支援を含む3事業を全て実施する体制が必要であり、今後、国等からの情報提供を参考に研究

してまいりたいと考えております。

また、断らない相談支援につきましては、これまでも地域共生社会の実現に向けた取組に関する実践事例集などにおいて、福祉に関する相談のワンストップ受付の取組など、先進的に取り組んでいる市町村の事例が情報提供されておりますので、これらを活用しながら情報収集しているところであります。

また、県内9市においては、令和2年4月から有田市が福祉の包括的な相談窓口として福祉相談室を立ち上げましたので、これらの実施状況などを参考に、研究してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 次に、福祉タクシー券についてお伺いたします。

本市にお住まいの視覚障害のある方から、タクシー券が、年間10枚頂けるが、10枚だと往復使うと5回しか利用できない。橋本市や紀の川市のように、もう少し枚数を増やしていただくことはできないのかとの声を伺いました。

早速県下8市を調べたところ、和歌山市は、1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方は1枚500円の利用券を24枚、下肢・体幹・視覚障害1・2級の方は30枚配付しています。また、橋本市は、基本料金を年間25回分、紀の川市は、基本料金分を1枚として年間20枚、海南市は、基本料金相当額のタクシーチケットを年間12枚つづり、有田市は、基本料金を年間28回分の割引券、御坊市は、基本料金相当額の助成券を年36回、田辺市は、運賃500円券を年間20回分、新宮市は、基本料金を年間30回分、それぞれの市の考え方や方針によるのか、財政によるのか、とても違いがあります。いずれにいたしましても、本市が10枚と少ないのが現状です。

そこで、1点目、タクシー券の活用状況、対象人数、申請人数、年間利用枚数についてお伺いたします。

2点目としまして、年間10枚としている根拠についてお伺いたします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福祉タクシー券についての1点目、タクシー券の活用状況についてお答えいたします。

令和元年度の利用状況は、対象人数878名、申請者385名、計3,850枚を配付しております。このうち実際に利用されたのは1,186枚で、約31%の利用率となっております。

基本料金を年間10回分の10枚とした根拠でございますが、福祉タクシーの制度が始まった当初、公共交通機関及び交通手段を持たない障害者の方の社会参加を促すために、タクシー料金の一部を助成するという考えが基で始まっており、移動手段を持たない方に対して、行動範囲の拡大を支援するという観点から、他市町村の状況を把握した上で10枚としております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 先ほども申し上げましたが、10枚では往復使うと5回分です。せめて視覚障害者など、外出が困難な方に、月に1回の社会参加を支援するという観点から24枚配付してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福祉タクシー券の利用率が半数に満たない状況ではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える生活が続く中、障害者の方々の閉じ籠もりを予防し、フレイルを予防し、社会参加の促進を図る上で、交付枚数を増やす方向で検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の4番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。